
藤沢市大型道路標識長寿命化修繕計画

2023年（令和5年）3月

藤 沢 市

<目次構成>

第1章	はじめに	- 1 -
1.	本計画の位置づけ	- 1 -
2.	対象施設	- 2 -
第2章	大型道路標識の現状と課題.....	- 3 -
1.	管理数量及び点検状況	- 3 -
2.	大型道路標識の点検結果.....	- 5 -
第3章	大型道路標識管理の基本方針	- 6 -
1.	管理区分	- 6 -
2.	大型道路標識の管理方針.....	- 7 -
第4章	大型道路標識の管理計画	- 8 -
1.	5年間の短期修繕計画	- 8 -
2.	5年間の対策費.....	- 9 -
第5章	効率的・効果的な管理を継続するための取組.....	- 10 -
1.	フォローアップ.....	- 10 -
2.	配置の見直し.....	- 10 -

第1章 はじめに

1. 本計画の位置づけ

本市では、道路ストックを効率的、効果的にマネジメントしていくため、「藤沢市道路ストック白書」、「藤沢市道路ストックマネジメント計画」、施設ごとの「個別施設計画」の3部構成（道路ストックマネジメント関連計画）により、現状、課題、今後の管理方針及び長寿命化・修繕等の取組等を示していきます。

2019年（平成31年）3月に、現状・今後の方向性をとりまとめた「藤沢市道路ストック白書（以下「白書」という。）」を、2020年（令和2年）9月に、道路ストック全体及び各道路ストックの管理方針等を示した総合的な計画である「藤沢市道路ストックマネジメント計画（以下、「ストックマネジメント計画」という。）」を策定、公表しています。

本計画は、「大型道路標識」の個別施設計画として位置付けるものです。

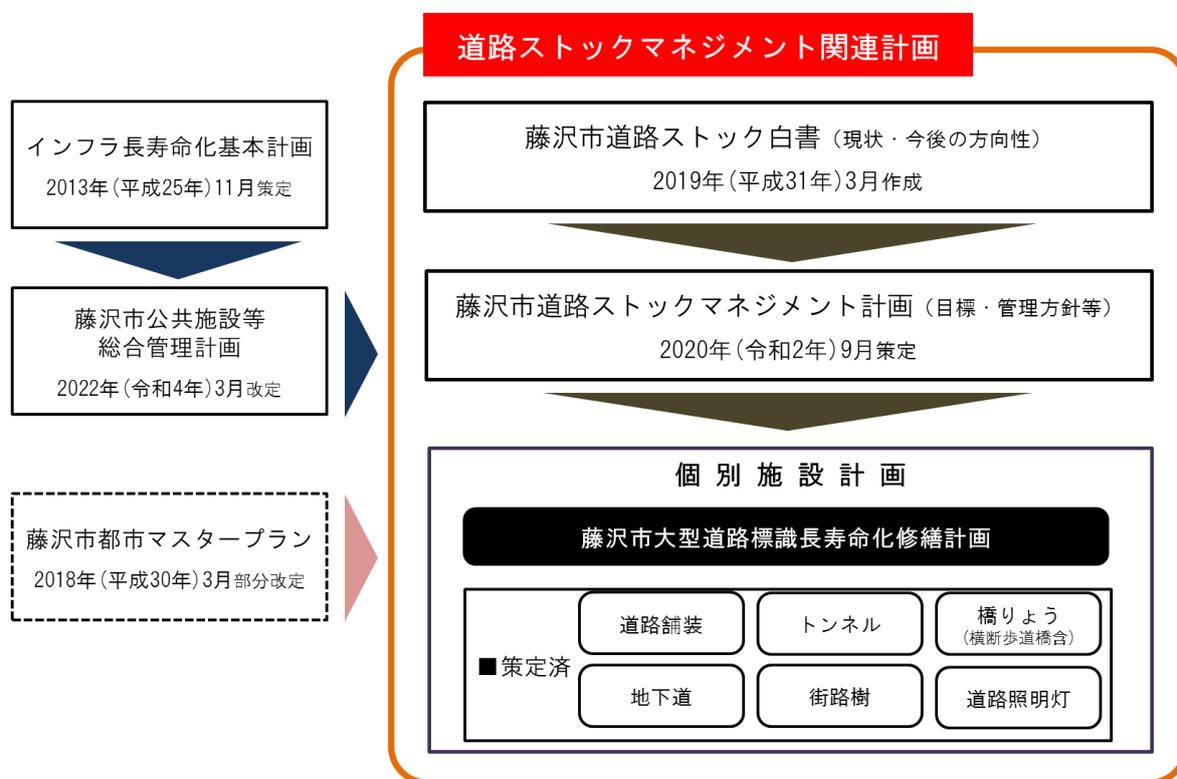


図 1-1. 道路ストックマネジメント関連計画の位置づけ

2. 対象施設

本計画は、本市が管理する大型道路標識を対象とします。

■大型道路標識（片持ち式）の例



■門型標識



第2章 大型道路標識の現状と課題

1. 管理数量及び点検状況

本市が管理する大型道路標識は47基で、そのうち2基が門型標識です。

大型道路標識の点検については平成28年度に、「門型標識等定期点検要領（国土交通省 道路局）」、「小規模附属物点検要領（国土交通省 道路局）」等に基づき実施しており、30基の近接目視点検を終えています。残りの17基については、職員の遠望目視点検を実施しています。

なお、大型道路標識のうち門型標識については、道路法施行規則に基づく5年に1度の法定点検が義務付けられているため、令和3年度に2巡目の点検を終えています。そのほかの大型道路標識については、10年に1度の点検サイクルを予定しているため、門型標識を含めた次回点検は令和8年度に行う予定です。

表 2-1. 管理施設一覧

通しNo.	設置方式	路線名	設置箇所	直近の点検結果
1	片持式	高倉下長後線	高倉2106	Ⅱ
2	片持式	長後865号線	長後1193	—
3	片持式	長後865号線	長後593	Ⅱ
4	片持式	遠藤宮原線	宮原1241	Ⅰ
5	片持式	辻堂駅遠藤線	遠藤872	Ⅰ
6	片持式	石名坂善行線	本藤沢2丁目9	Ⅱ
7	片持式	辻堂駅北口大通り線	辻堂神台2丁目8	Ⅰ
8	片持式	辻堂駅遠藤線	城南2丁目1	Ⅰ
9	片持式	辻堂駅遠藤線	城南2丁目1	Ⅰ
10	片持式	高山羽鳥線	羽鳥4丁目12	Ⅱ
11	片持式	辻堂駅北口大通り線	辻堂神台2丁目2	Ⅰ
12	片持式	辻堂駅北口大通り線	辻堂神台1丁目4	Ⅰ
13	片持式	辻堂神台東西線	辻堂神台2丁目2	Ⅲ
14	片持式	辻堂駅遠藤線	羽鳥1丁目3	Ⅰ
15	片持式	辻堂神台東西線	辻堂神台2丁目2	Ⅰ
16	片持式	辻堂神台東西線	辻堂神台2丁目4	Ⅰ
17	片持式	辻堂駅遠藤線	辻堂神台2丁目1	Ⅰ
18	片持式	辻堂駅遠藤線	辻堂新町1丁目2	Ⅱ
19	片持式	明治452号線	辻堂神台1丁目2	Ⅰ
20	門型式	鶴沼海岸引地線	辻堂新町4丁目2	Ⅱ
21	片持式	辻堂神台南北線	辻堂新町4丁目2	Ⅰ
22	片持式	辻堂駅遠藤線	辻堂神台1丁目2	Ⅰ
23	片持式	辻堂駅遠藤線	辻堂神台1丁目2	Ⅱ
24	片持式	辻堂初タラ線	辻堂神台1丁目2	Ⅰ
25	片持式	藤沢駅辻堂駅線	辻堂新町1丁目1	Ⅱ
26	門型式	鶴沼海岸引地線	辻堂新町1丁目1	Ⅰ
27	片持式	鶴沼海岸線	鶴沼海岸4丁目7	Ⅰ
28	片持式	高倉遠藤線	湘南台5丁目4	Ⅱ
29	片持式	円行東大通り線	湘南台1丁目10	Ⅱ
30	片持式	辻堂駅北口大通り線	辻堂神台1丁目2	Ⅰ
31	片持式	鶴沼新屋敷線	鶴沼藤が谷2丁目14	Ⅱ
32	片持式	高倉遠藤線	湘南台4-1	—
33	片持式	高倉遠藤線	湘南台1-1	—
34	片持式	土棚石川線	湘南台2-28	—
35	片持式	土棚石川線	湘南台1-27	—
36	片持式	辻堂駅遠藤線	大庭5021	—
37	片持式	辻堂駅遠藤線	城南1-20	—
38	片持式	鶴沼海岸引地線	辻堂新町4-3	—
39	片持式	藤沢村岡線	弥勒寺1-9	—
40	片持式	藤沢村岡線	弥勒寺1-24	—
41	片持式	鶴沼海岸引地線	辻堂元町6-5	—
42	片持式	村岡小塚線	村岡東1-19	—
43	添架式	村岡小塚線	村岡東1-19	—
44	添架式	村岡小塚線	弥勒寺75	—
45	片持式	村岡小塚線	弥勒寺75	—
46	片持式	土棚石川線	湘南台4-27	—
47	片持式	土棚石川線	湘南台5-27	—

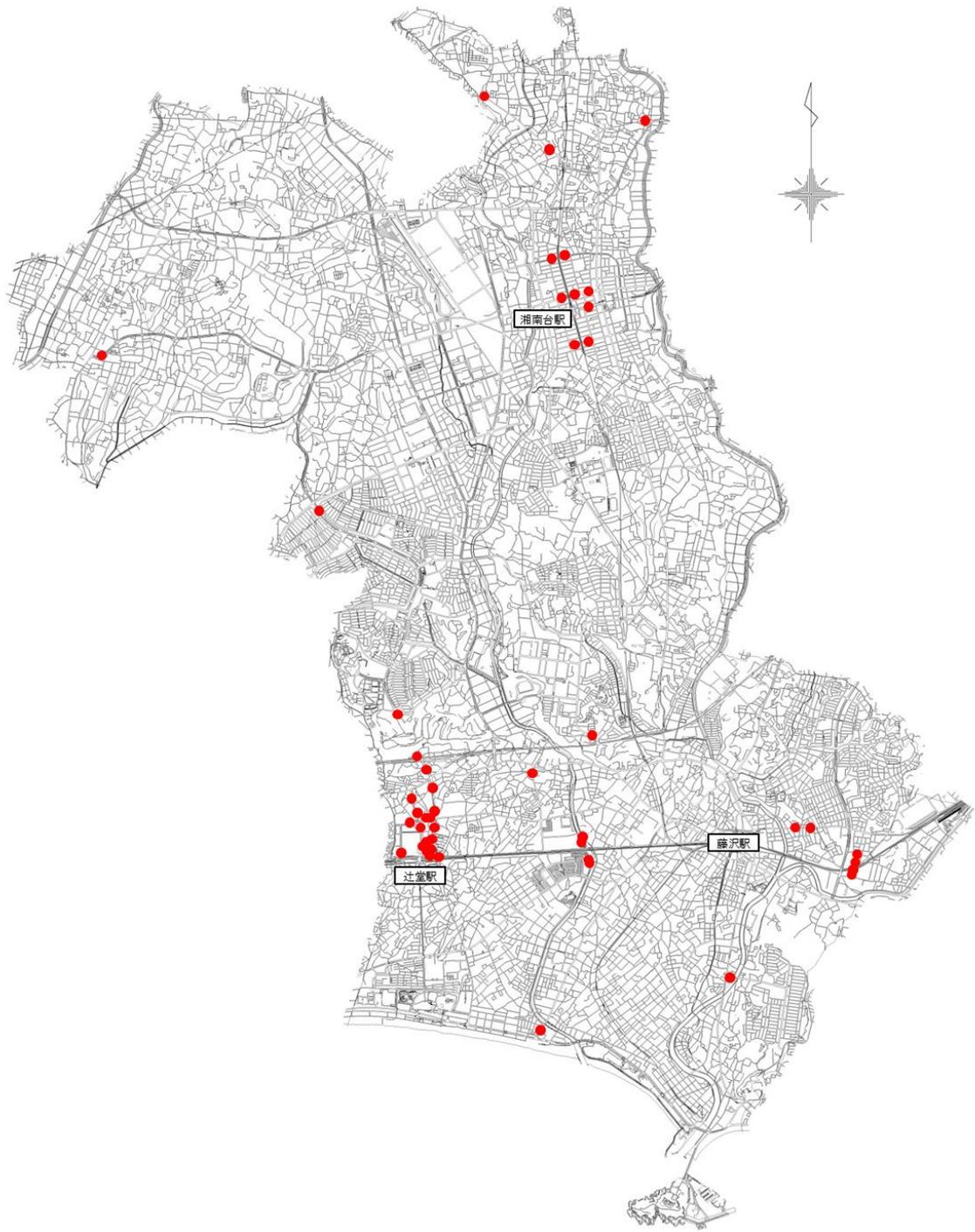


図 2-1. 管理施設位置図

2. 大型道路標識の点検結果

点検の結果、「緊急に対策を講じる必要がある」と判断された施設は見られませんでした。 「早期に措置を講じる必要がある」施設が1基あります。健全性の状態を踏まえながら、順次、対策を進めていく必要があります。

損傷内容を見ると、大型道路標識の主な損傷は「塗装劣化」や「腐食」となっています。

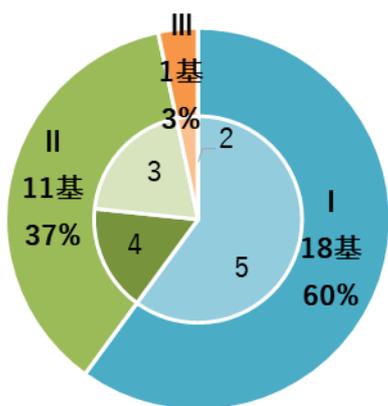
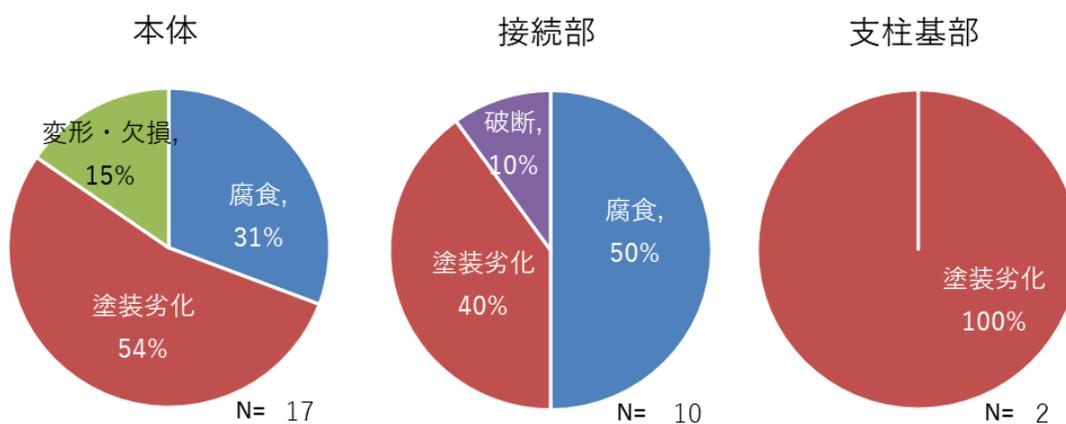


図 2-1. 健全性・対策区分割合

表 2-1. 対策区分の判定

対策区分の判定		健全性
5	構造物の機能に支障が生じていないため、利用者に対して影響を及ぼす可能性がない状態	I
4	軽微な損傷はあるが、構造物の機能に支障が生じていない状態であるため、利用者に対して影響を及ぼす可能性がない状態	II
3	構造物の機能に支障をきたすほどの損傷ではないが、将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	II
2	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早晚利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に措置を講じる必要がある状態	III
1	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態	IV



※1つの施設で複数の損傷があるため、施設数にバラツキがあります

図 2-2. 損傷内容割合

第3章 大型道路標識管理の基本方針

1. 管理区分

ストックマネジメント計画では、長寿命化等の計画的な管理への転換を図り、中長期的な管理費の縮減を目的とした取組として、道路ストックの管理区分を、4つに分類したうえで、適切な管理手法や点検方針を設定し、メンテナンスサイクルを構築していくこととしています。

表 3-1. 管理区分ごとの管理手法と点検方針

管理区分と対象施設条件	管理手法	点検方針
<p>① 予防保全型1</p> <p>機能喪失による社会的リスクが極めて大きくかつ長寿命化によるライフ・サイクル・コスト(LCC)削減効果が高い施設</p> <p>【主な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路舗装 (主要道路・交通量多) ・トンネル ・橋りょう (横断歩道橋含) ・大型カルバート 等 	<p>施設の機能に支障が生じる前に軽微な対策を行い、施設の安全性を高い水準で維持することで施設の長寿命化を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールなどの日常管理 ・5年に1度を基本とした定期点検 <p>※詳細は道路ストックごとに設定</p>
<p>② 予防保全型2</p> <p>機能喪失による社会的リスクが大きい施設</p> <p>【主な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路舗装 (主要道路・交通量少) ・地下道 (一部) ・道路照明灯 ・大型道路標識 (一部) 等 	<p>施設の機能に支障が生じる可能性がある段階で対策を行い、施設の安全性を維持します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールなどの日常管理 ・10年に1度を基本とした定期点検 <p>※詳細は道路ストックごとに設定</p>
<p>③ 時間計画保全型</p> <p>点検による健全性の把握が難しい機械設備等</p> <p>【主な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター ・エスカレーター 等 	<p>設定した耐用年数によって対策を行い、施設の機能と安全性を維持します。</p> <p>※保守点検等により異常が見つかった場合は、耐用年数に関わらず対策を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールなどの日常管理 ・定期的な保守点検
<p>④ 日常管理型</p> <p>機能喪失による社会的リスクが比較的小さいまたは更新が容易な施設</p> <p>【主な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路舗装 (生活道路) ・カーブミラー ・小型道路標識 ・路面標示 等 	<p>パトロールや、市民通報等による現地確認により、施設の機能低下が確認された場合に随時、対策を行い、事故等の防止に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールなどの日常管理 ・必要に応じた点検 (10年程度)

2. 大型道路標識の管理方針

大型道路標識のうち、門型標識は5年に1度、その他の標識は10年に1度の点検を実施し、点検結果に基づく計画的な修繕により、施設の機能維持及び長寿命化を目指す「予防保全型管理」を行っていくことを基本とします。

門型標識については、管理区分は「予防保全型1」とし、点検結果から、健全性Ⅱ（予防保全段階）に達した段階で、修繕等を行うものとします。

門型標識以外のものについては、管理区分は「予防保全型2」とし、点検結果から、健全性Ⅲ（早期措置段階）に達した段階で、修繕等を行うものとします。

修繕等の際には、配置の見直しや施設の必要性を検討する中で、修繕又は撤去等の対応を進めます。

表 3-2. 大型道路標識の管理方針

施設特性	管理区分	管理水準	管理方法	点検方針
門型標識	予防保全型 1	健全性Ⅱ (予防保全段階)	施設の機能に支障が生じる可能性がある段階で措置を行うことで健全性を保つ	・近接目視による 定期点検 (1回/5年) ・パトロール等
上記以外	予防保全型 2	健全性Ⅲ (早期措置段階)	施設の機能に支障が生じる可能性がある段階で措置を行うことで健全性を保つ	・近接目視による 点検 (1回/10年) ・パトロール等

表 3-3. 健全性診断区分

区 分		状 態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

第4章 大型道路標識の管理計画

本計画の計画期間は定期点検サイクルを踏まえ5年とし、5年間の短期修繕計画を定めます。

1. 5年間の短期修繕計画

点検結果より、健全性Ⅱ以下と判定された門型標識1基については、令和4年度に補修を実施しました。また、健全性Ⅲ（対策区分2）以下と判定された門型標識以外の大型道路標識1基については、落下等の危険が低く、本体構造に影響が少ない箇所の損傷であったため、経過観察を行っています。短期修繕計画としては、R7年度に標識板取付部の交換を行う予定としますが、引き続き経過観察を行い状況に応じて対応を実施していきます。

また、鉄道部のアンダーパス前後に、検知した冠水情報を表示する標識があります。現在構造的な問題はありませんが、動作不良が生じていることから、今後改修を行っていきます。

なお、本市の管理する大型道路標識は、健全性「Ⅰ」、「Ⅱ」のものが多く、比較的健全度が高いため、施設に応じた優先度を設定せず対策を実施していきます。今後、点検に基づいた計画を見直しする際に再度優先度を検討するものとします。

表 4-1. 大型道路標識の短期修繕計画

年度	対象施設	内容	備考
R4	No20 門型式	塗装塗替	—
	No46,47 片持式	字幕表示板等改修	アンダーパス
R5	No32,33,34,35 片持式	字幕表示板等改修	アンダーパス
R6	No38,41 片持式	字幕表示板等改修	アンダーパス
	No43,44 添架式	撤去	アンダーパス
R7	No13 片持式	標識板取付部交換 (現地の状況による)	—
R8	全大型道路標識	点検	—

2. 5年間の対策費

修繕・工事と点検を合わせた対策費（概算）は、今後5年間で約118百万円（年平均約24百万円）を想定しています。

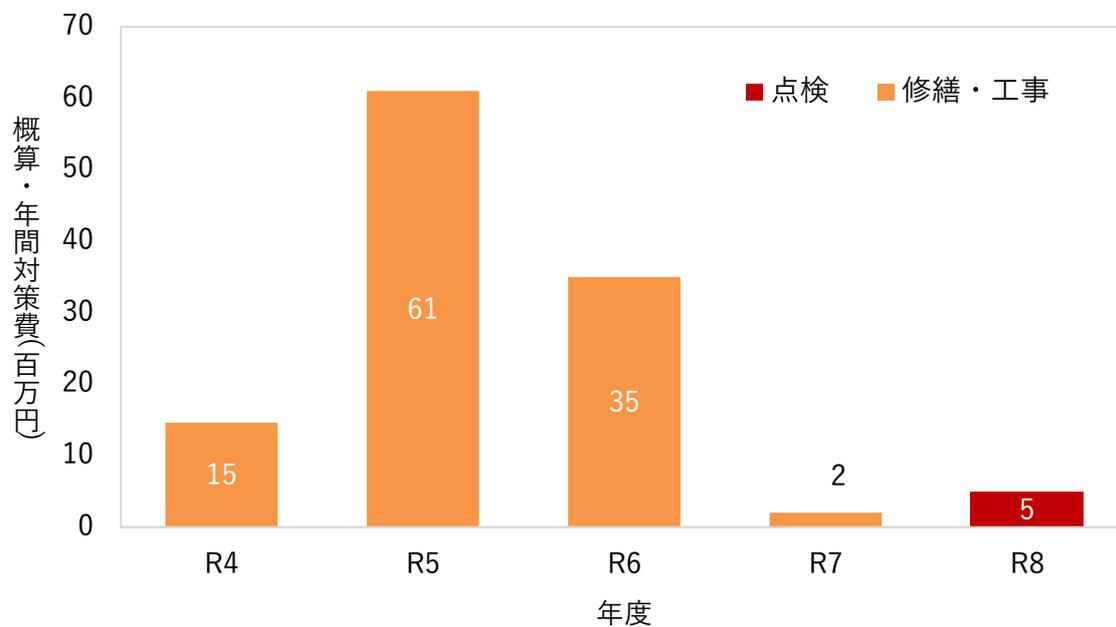


図 4-1. 5年間の対策費

第5章 効率的・効果的な管理を継続するための取組

本計画に基づく計画的な管理を進めていくことにあわせて、今後、PDCA サイクルの運用により、継続的、段階的に改善を図っていくことが重要となります。

このため、データ蓄積・フィードバックにより、管理方針（管理水準・点検方針等）や修繕計画を5年ごとに定期的に見直すことで、より実状に即した計画を目指していきます。

1. フォローアップ

管理方針の見直し

修繕履歴と点検結果から劣化状況を分析し、管理水準等を見直す

単価の見直し

社会情勢の変化による単価の変動を反映する

短期修繕計画の見直し

修繕履歴や点検結果、日常管理データから傾向を分析し、修繕対象や優先順位を見直す

新技術・新工法の適用

点検や修繕工法等の技術開発に注視し、効率的、効果的な管理に向け、新技術等を積極的に導入する。

2. 配置の見直し

大型道路標識の維持管理にあたっては、「構造」の観点だけでなく、「機能」の観点についても重要な視点となります。社会情勢等の変化に伴い、当該標識の機能面での必要性が低くなってきた場合、その標識のあり方（撤去を含む。）について検討を進め、管理費の低減に努めていきます。

藤沢市大型道路標識長寿命化修繕計画 2023年（令和5年）3月

道路河川部 道路維持課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-25-1111(内線4442)

E-mail fj-doiiji@city.fujisawa.lg.jp

